

令和7年4月1日

長野県外の医療機関の長 様

松本市長 臥雲 義尚

新生児聴覚検査の実施について

日頃より、本市の母子保健行政についてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、市民が長野県外で新生児聴覚検査を受診される場合、後日申請することにより、受診者が負担した費用の全部または一部を補助することができます。

つきましては、受診者の経済的負担の軽減及び、適切な支援の実施のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 新生児聴覚検査の内容

(1) 実施時期

産後30日以内

(2) 補助の回数

1回

(3) 検査の内容

自動ABRまたはOAEを用いた聴覚検査かつ生後初めての検査

2 実施方法

(1) 検査の実施

受検するお子さんの保護者から、「新生児聴覚検査受検票（補助券）」を受け取り、「医療機関記入欄」及び「県外等登録外の医療機関記載欄」をご記入ください。

(2) 検査実施後

ア 新生児聴覚検査費用は、実費を保護者へ請求してください。

イ 上記の医療機関記載事項等が記入された「新生児聴覚検査受検票」、「領収書」「明細書」を受検者へお渡しください。

（受検者が松本市に自己負担額の補助申請をする際に必要になります。）

3 その他

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

松本市保健所 健康づくり課 母子保健担当
〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7
電話 0263-34-3217(直通)
Fax 0263-39-2523